

署名(又は拇印)証明

必要書類	目的	日本国内の印鑑証明に相当するもの。提出先は日本国内での不動産登記、遺産分割協議、自動車登録関係手続、銀行口座名義変更手続等で公的機関等。
在留証明書願／申請書	●	申請書
有効な日本のパスポート(原本提示)	●	※失効している場合は、3か月以内に発行された戸籍謄(抄)本
3か月以上の米国滞在資格を確認できる資料(原本提示)	●	グリーンカード、I-20、I-94等
戸籍謄(抄)本(原本提出)	※	日本のパスポートが失効している場合
署名すべき関係書類(原本提出)		署名せずにそのまま持参ください。
所要日数		即日 (提出書類が完全な場合)
手数料		料金表参照

条件	
申請者は、日本国籍を有していること。 ※元日本国籍者は一部証明発給の対象となることがある。	●
申請者は、原則として日本国内に住民登録がないこと。	●
申請者本人が当事務所に出頭し、領事官(又は代理)の面前で署名すべき書類に署名及び拇印を押捺すること。	●
申請者本人が出頭すること。	●